

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（附則第五十四条関係）

改正案	現行
<p>別表（第二条、第十三条、第二十二條、第四十二條、第五十六條、第五十九條） 一～六十二（略） 六十三 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 第百三十七條第一項（加入者の権利の行使に関する収賄）の罪</p>	<p>別表（第二条、第十三条、第二十二條、第四十二條、第五十六條、第五十九條） 一～六十二（略） 六十三 短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 第六十九條第一項（加入者の権利の行使に関する収賄）の罪</p>